

愛知県新規就農者育成方針

令和4年5月13日

愛知県農業水産局農政部農業経営課

愛知県は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）別記1の第7の1に基づき、愛知県新規就農者育成方針を制定する。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

（1）課題

県内の新規就農者数は、2017年までは増加傾向にあったが、以降は減少に転じている。特にUターン就農者の減少が顕著である。

また、県内の青年農業者（44歳以下）の数も、就農年齢の高齢化や就農者の減少などにより近年減少傾向にある。

そのため、青年農業者を中心に新規就農者を確保していくため、就農相談から就農後のサポートまでを関係機関と一体となって支援していくことが重要である。

（2）目標

新規就農者数：年間200人

2 新規就農者に対するサポート内容

2021年度に就農の一次相談窓口として農業大学校に「農起業支援ステーション」を設置し、WEB相談や就農説明会を随時実施している。また、県内8か所の農業改良普及課に設置した「農起業支援センター」でも、就農相談や就農後の経営・技術指導等を関係機関（市町村、農業委員会、JA、株式会社日本政策金融公庫等）と一体となって実施している。

その他に、ホームページやパンフレット等での情報提供、新規就農者同士の交流会やセミナー、研修会の開催等も実施している。

3 経営発展支援事業に係る都道府県加算ポイントについて

（1）都道府県加算ポイントの内容

愛知県が設定する都道府県加算ポイントは別紙のとおり

（2）都道府県加算ポイントに過不足が生じた場合の対応

都道府県加算ポイントは、実施要綱別記1の別表1の2(1)の計算式により得られた数の範囲内で使用できる。

各申請者の獲得した都道府県ポイントの合計が、都道府県加算ポイントを超える場合又は下回る場合は、都道府県加算ポイントの範囲内で有効に活用できるよう、申請者のポイントを調整する。小数点以下は四捨五入等の端数処理方法により調整する。

別紙（都道府県加算ポイントについて）

No.	項目		ポイント
1	県の推奨する研修機関で研修を修了（卒業）	愛知県の認定研修機関	3
		愛知県立農業大学校卒業、又はニューファーマーズ研修修了	2
		愛知県以外の認定研修機関	1
2	就農時の年齢	30歳未満	3
		30歳以上40歳未満	2
		40歳以上45歳未満	1
3	労働力の有無 (家族・雇用問わず)	本人以外に1名以上	1
4	農業関連会社等での正社員の経験 ^{※1}	農業関連会社（農産物の生産、肥料・農薬・種苗・農業機械の生産・販売）、JA	2
		その他の会社（業種問わず）	1
5	中山間地域での就農	指定された中山間地域 ^{※2} に農地がある	1
合計（最大）			10

※1 正社員とは、雇用期間の定めのない者であって、企業又は事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている、企業又は事業所で正社員・正職員として処遇されている者をいう。

※2 愛知県内では8市町が該当

山村振興法の指定地域：岡崎市の一部、豊田市の一部、新城市の一部、設楽町の一部、東栄町の一部、豊根村全域

離島振興法の指定地域：西尾市（佐久島）、南知多町（日間賀島、篠島）